

40533

教科書文庫

4

110

42-1941

20000

47804

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

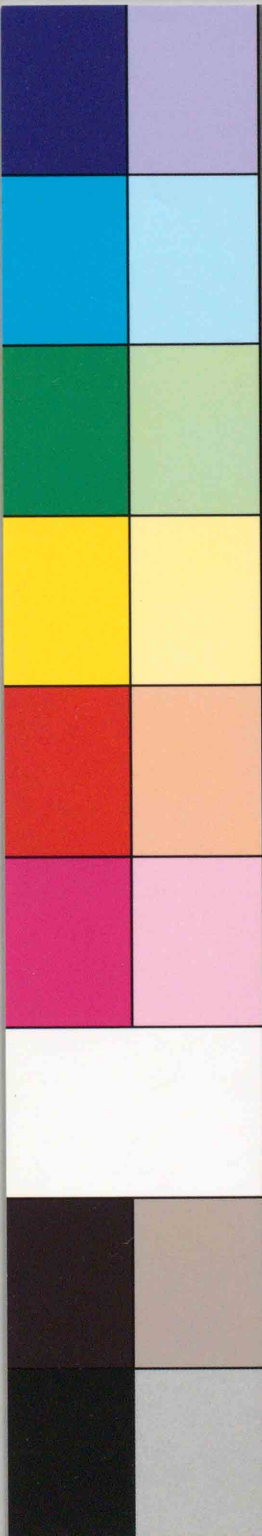
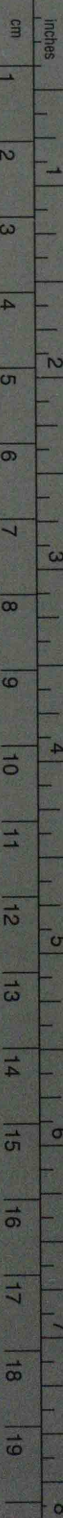


© Kodak, 2007. TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

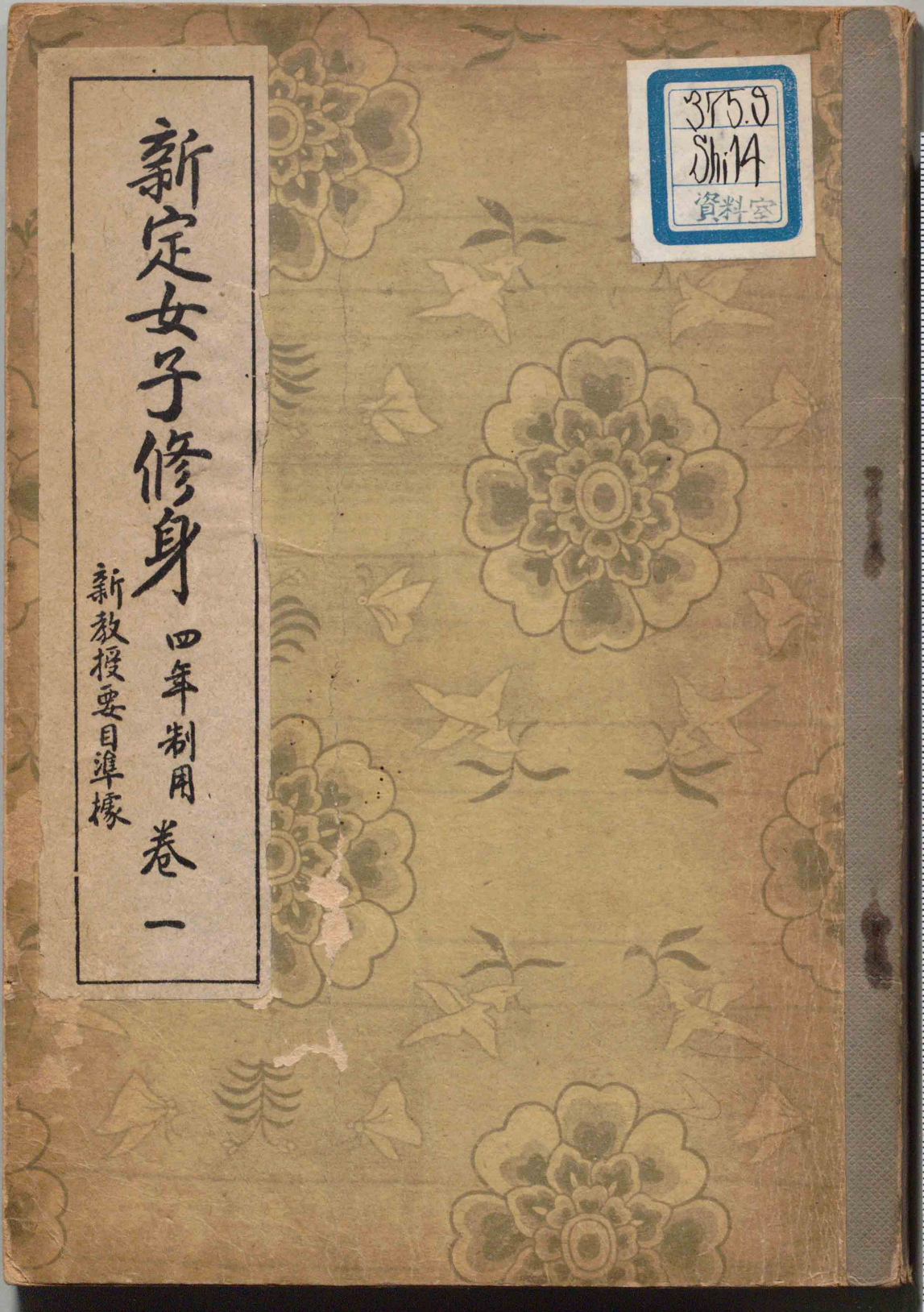
© Kodak, 2007. TM: Kodak



375.9  
Shi 14  
資料室

新定女子修身 四年制用 卷一

新教授要目準據



資料室

日三十月十年六十和昭  
濟定檢省部文  
用科身修致學業實・校學女等高

教科書文庫  
4  
110  
42-1941  
2000047804

378.9  
54114

# 新定女子修身

新教授要目準據

四年制用

卷一

東京文理科大學 教授 文理科大學 博士 條原 助市  
東京文理科大學 教授 文理科大學 博士 榎山 淺太郎 共著

広島大学図書  
2000047804  




天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾  
が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾  
皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えま  
さむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル  
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ  
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育  
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修  
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣  
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ  
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺  
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ  
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ  
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコ  
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟  
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇  
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日  
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國  
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下  
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚  
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト  
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ  
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠

良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ  
威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體  
セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養  
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ  
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖  
皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ  
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ  
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル  
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ  
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ  
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ  
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク

萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ  
或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニ  
シテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是  
レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ  
先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク  
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗  
ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯  
メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守  
リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚  
ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ  
治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭

シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安樂社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ  
朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘  
セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽  
攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛  
以下各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語 (昭和十四年五月二十二日下賜)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維  
持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ  
其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ双肩ニ在リ汝等其  
レ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事  
勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ  
失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ  
武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全  
クセムコトヲ期セヨ

目次

第一課	皇國
第二課	國民
第三課	學校
第四課	師弟
第五課	朋友
第六課	健康
第七課	言葉とみなり
第八課	規律ある生活 (夏の注意)
第九課	智能啓發
第十課	徳器成就





(照參課一第) 橋 重 二

第七課	公益世務
第六課	眞心
第五課	愛と敬
第四課	素直につよく
第三課	恭儉
第二課	禮儀・作法
	(冬の注意)
第七課	報恩
第六課	國のしるし
第五課	國體の精華
第三課	御坤徳

— 目次終 —

二六 二九 三二 三六 三九 四二 四六 四九 五二 五五



新定女子修身 卷一

第一課 皇 國

一新生活

私達は、新たに女學校に入學した。先生もおかほりになり、級友も新しく、そして私達は、今、清新の氣に充ち満ち、希望に輝いてゐる。すべてが、この頃のいき／＼した春の景色のやうである。

この新しい心持と輝く希望とは、これからの學校生活を充實する源泉となるであらう。私達は先づ、女學校の

## 二 女學校の目的

目的をわきまへ、ほんたうに女學生らしい生活の第一歩を踏み出さねばならぬ。

女學校は我が國の女子に必要な高等の普通教育を授け、婦徳を具へた女子を養成するところである。今や文化は益發達し、國民の生活は愈々複雑となつた。類なき我が皇威を世界に輝かすには、諸種の知識と技能とを具へ、健全な身體と忠義な心とを持つた立派な國民が必要である。國家が女學校を設けて、私達の教育に特別の注意を拂つてゐるのも、これがためである。私達は皇國のすぐれて尊い所以をさと、國運の向ふところを知つて、専心一意身を修め、知識・技能を磨き、以て國家の期待にそは

## 三 皇 國

ねばならぬ。

我が國は萬世一系の天皇のしらしめし給ふ、世界無比の國柄である。歴代の天皇は、聖明にましく、て臣民をいつくしみ給ひ、臣民もまた皇室を大宗家と仰ぎ、天皇を大御親とあがめ奉つて忠義を盡して來た。

畏くも今上天皇陛下には、御即位式の勅語の中に、「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてゐる。まことに、我が國は家族的國家であり、

君と臣とは義は君臣にして情は父子の關係にある。これこそ、我が國體の純美なるところであつて、天地のあらん限り、永遠に存すべきものである。

## 四 皇運の隆昌

瓊瓊杵尊が皇祖天照大神の勅を受けてこの地にお降りになり、天壤無窮の皇運をひらかせ給ひ、神武天皇が天業を恢弘して橿原宮に即位の禮を擧げさせられて以來、歴代の天皇は或は農業を勸め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文教を盛んにして我が國運の隆昌をお進めになつた。

特に、明治天皇が舊來の陋習を破り、天地の公道に基き、知識を世界に求め、大に皇基を振起遊ばされ、維新の大御

業を成し遂げたまふや、我が皇運は前古未曾有の發展をなした。大正天皇は、明治の盛運を受けて益、國運の發展をお圖りになり、今上天皇陛下が明治天皇竝に大正天皇の御遺業をお受継ぎになつて、日夜政務に大御心を注がせ給ふに及び、皇運はいよゝゝ盛んに、國威は益、世界に輝いてゐる。

## 五 我等の覺悟

皇國日本の國民として生れ、この榮行く御代に女學生として學び得る私達は、なんたる幸福であらう。私達は、「立派な本校の生徒」として學び、忠良なる皇國の臣民「たらんとして身を修め、この善美なる國體をいよゝゝ光輝あらしめ、昭和の國運をいやがうへにも發展せしむるやう

力めねばならぬ。

明治天皇御製

國のため身のほどくゝに盡さなむ

心のすゝむ道を學びて

第二課 國 民

一 皇運と國民

凡そ皇運の發展は、國民のすべてが我が國體の精華に  
基き、國の教を守つて、よくその身を修め、各、その本分を盡  
すことにかゝつてゐる。このことは

明治天皇の御製に

人もわれも道を守りてかはらずば

この敷島の國はうごかじ  
ほどくゝにこゝろをつくす國民の

ちからぞやがてわが力なる

と仰せられてあるによつても明かである。

二 國の教

國民として身を修める道は、御歴代の詔勅にもつとも  
よく示されてゐる。とりわけ、皇祖天照大神の皇孫に賜  
はれる天壤無窮の神勅、明治天皇の下し給へる教育に關  
する勅語や戊申詔書、大正天皇の國民に詔りせられた國  
民精神作興に關する詔書、今上天皇陛下の踐祚後朝見の  
御儀に於て賜はりたる勅語等は、我が無比の國體を宣明  
し、我が國民の修むべき道を御示しになつた御教である。

## 國民の道

古今東西に人の教は多くあるも、私達國民にとつて詔勅ほど尊いものはない。

私達はこれらの御教を仰ぎ奉つて、堅く信じ篤く行ひ、平時はよく身を修め家をととのへ、各、その職分を盡し、君國の大事には身を捨て家を忘れて之に當り、以て天皇陛下の大御心を安んじ奉る國民とならねばならぬ。

私達の祖先は歴代天皇の御教を奉じて、純忠の誠を盡し、その事蹟は國史の上に光輝ある成跡をのこしてゐる。私達もまたこの美風を受繼いで、國を愛し、國のために盡さねばならぬ。

明治天皇は教育に關する勅語の中に、「是ノ如キハ獨リ

朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられ、今上天皇陛下は御即位式の勅語に、「爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ」と詔りせらる。私達は畏き聖諭を奉じ、一日も一時も怠ることなく、日夜奮勵努力して、忠良なる臣民となり、協心戮力、無私奉公の誠を大君のために獻げ奉らう。

明治天皇御製

ちはやぶる神のをしへをうけつぎて

人のこゝろぞたゞしかりける

すめろぎにつかへまつれと我を生みし

我が垂乳根たろちかは尊くありけり

(佐久良東雄さくらのあづまを)

君が代を思ふ心の一すぢに

我が身ありとも思はざりけり

(梅田雲濱)

### 第三課 學 校

#### 一 學 校

小さい樫の實が、日當りのよい土地に落ちて、適度の養分を與へられると、次第に生長して、終には天をもおほふ大木となるやうに、私達も勉強次第で立派な國民となり得る素質を持つてゐる。然し、その素質を十分發達させるためには、適當な方法によらねばならぬ。農夫が野菜

#### 二 課 業

を作るのでさへ、定まつた栽培法があつて、之に外ほづれるとよい野菜は出來ない。まして、私達が立派な國民となるためには、色々の修養が必要である。殊に、女學校時代は第二の誕生の時期とも稱せられ、私達の修養上最も大切な時である。學校はあらゆる工夫をして、私達の素質を伸ばし、私達を立派な國民に育てあげるところである。今迄國民學校で學んだ課業は、初等の普通教育として必要なものであつた。けれども、これから學ぶ女學校の課業は、高等の普通教育に必要なものとして選り定められたもので、國民としての教養を進め、又、女子として婦徳をみがき、皇國の婦人としての本務を全うし得るやうに

と、あらゆる心遣ひが拂はれて居る。國民學校よりも學科目の種類が多くなり、程度も高くなつてゐるのはその爲である。されば、みだりに學科に好嫌すききらひをつけず、それぞれの授業に全力を盡さねばならぬ。先生のお話や友達の質問によく注意し、わからないことが起つたらよく問ひ質し、豫習や復習もきまりよくして、日々の學校生活を最も有効に過すやうに、心掛けねばならぬ。賴山陽が「私を才子といふものはまだ私をよく知らないのである。私をよく刻苦するといふ者は眞に私を知つてゐる者である。」と言つたのを見ても、勉強の大切なことがわかる。學校には校則がある。すべて、校則は學校といふ協同



賴 山 陽

生活の秩序を保つために、又、生徒を教育する必要から設けられたものであり、校則を守るとは、おのづから私達の女學校生活を圓滿ならしめ、勉學修養の目的を貫徹せしめることとなる。されば、叱責や制裁を恐れて已むを得ず校則に従ふといふのではなく、女學校生活の使命を達成する所以であるといふ確信を以て之に遵ひ、之を守らねばならない。單に校則ばかりでなく、時々の訓誡や命令などもかゝる心得を以て、自ら進んで之を遵守するやうにすべきである。校則



や命令を重んずるはやかて、國憲を重んじ國法に遵ふ基である。

## 四校風

家に家風があるやうに、學校にはそれ〴〵校風がある。校風はその學校の教育精神や生徒の氣風や土地柄等が本となり、開校以來の歴史によつて築かれたものである。この校風は新しく入學する者を感化すると共に、校風そのものは各生徒の力によつて長く存續され助長されるものである。良き校風は、善き感化を生徒に與へ、善き生徒は良き校風をつくつて行く。私達は善良な學校の習慣や歴史を重んじ、上級の生徒も下級の生徒も心を一つにして、身を修め、益校風を善美ならしめるやう心掛くべ

きである。

私達は新入生である。一日も早く學校の教育精神を體得し、校則に通じ、善良な校風に合するやうに努力しなければならぬ。師長を尊敬し、校舎、校具を愛重し、學業に勵んで、「立派な生徒」へのよき一步をふみだし、そして、最後まで歩み續けねばならぬ。西洋の諺に、「よき着手ちやくしゆは半分の成就」といつてゐるが、何事も初めが大切である。殊に、學問修業の道に於てさうである。

明治天皇御製

事しげき世にたゝぬまに人は皆

まなびの道に勵めとぞ思ふ

## 五新入生の心得

おこたらず學びおほせていにしへの  
人にはぢざる人とならなむ

第四課 師 弟

一 するべする人

畏くも明治天皇は

するべする人をたよりにわけいらば

いかなる道かふみ迷ふべき

と仰せられて、私達を誠め給うた。年まだ若く、經驗に乏しい私達は、先生や父母の言ひ附けを守り、その教に従つてこそ、始めて修養の道を正しく歩むことが出来る。殊に、深く學問の道にわけ入り、婦徳を積まうとするには、ど

うしても師の導きを受けねばならぬ。

古來まことの人と敬はれ、ゆかしき婦人とあがめられた人々は、いづれもその初め己れを虚しうして、ひたすらに師の戒を守り、その教に従つて、己れの徳性を鍛へ上げたものである。

二 師に事へる道

十四歳の時から細井平洲に學んだ上杉鷹山が、大名の身でありながら、常に敬虔の心を以て師に事へ、平洲と別れた後も禮を盡して時人を感じ泣せしめたことは、私達の知るところである。

師に事へる道は、鷹山の平洲に對する如くであらねばならぬ。即ち、身分の如何を問はず、師に事へては常に敬

愛と尊信の心を厚くし、坐作進退共に禮を盡し、その教に専心して師の志にたがふところなく、學び得た知徳を以て、やがて、人のため世のために盡すことも、鷹山の如くでなければならぬ。山崎闇齋が弟子に對し、甚だ嚴格であつたことは有名な話である。先生が厳しく教へ、過あれば堅く戒められたのも、教へ子を立派に躡<sup>し</sup>けんがための師情に外ならない。我等は、山崎闇齋に學んだ淺見綱齋が、極めて嚴格であつた闇齋の學徳と師情とを慕つた心掛を模範とすべきである。



山崎闇齋

明治天皇の御製に

學びえて道のはかせとなる人も

をしへのおやの恵むするな

と詠ませられてゐる。師弟は精神上的の親子ともいふべきである。私達がかうして女學校に入學できたのも、両親の恩愛と國民學校の先生方の教とおかげである。學びをへて師と別れた後も、教の恩を忘れるやうなことがあつてはならぬ。感謝報恩を忘れて、ひとり幸福な境遇を喜ぶは、人として許されないことである。國民學校で教を受けた舊師にも、敬愛の心を變へず、折々は訪問もし、音信もなして、謝恩の意を表することそ弟子たるもの

道である。

問 題

國民學校時代の校長と受持の先生の姓名と宿所を記し、舊師に對する將來の心掛について記述せよ。

第五課 朋 友

一 友達は一生の道づれ

「財産とか名譽とかを持合せたよりも、一人の友達を持ちたい。」と古人はいつてゐるが、まことに親しい友達と心から語り合ひ、助け合ふほど楽しいことはない。まして、困つてゐる時、苦しい時などに友達の言葉ほど慰めとなり、力となるものはない。良い友達のあることは、この世

二 人は交る友による

の大きな喜びであり、良い友達こそ、長い人生の良い道づれである。

「人は交る友による。」ともいはれ、善きにつけ悪しきにつけ、友達の感化は大きいものである。殊に、若い時ほど、人からの影響を強く受けるから、善い友達によつて善くなり、悪い友達によつて悪に引入られた例は少くない。不良少女の多くは、悪友に誘はれて身を誤つたものであるといふ。友達の良し悪しは、一生の幸と不幸との分れ道ともある。選ぶべきは友達である。

楽しい時だけ興じ合ひ、苦しい時に見て見ぬふりするやうなのは、うはべの友達である。眞の友達は、利害や趣

三 うはべの友達と心の友達

味の一致だけで結ばれるものではなく、互に長所を認め、敬愛の心でつながれた心の友達でなければならぬ。友達に過があれば親愛の情を以て忠告し、忠告を受けては、心から感謝しかやうにして、互に勵まし合つて善に進むのが眞の友達であつて、世の中にこれほど美しいものはない。

四 交友第一の道

互に信賴し、少しのわだかまりもなく、心と心とが清らかにふれ合ふのが、まことの友達の道である。我、人に親切であれば、人も亦我に親切となるのが人心である。これに反して、人に對して冷やかであつたり、自分の考をあぐまで押通さうとすると、自然と他人の感情を傷つけ、間

をつくることになる。敬愛と誠實とは、交友第一の道である。心に愛なく、偽を持ちながら、うはべだけをつくるふのは、友達に接する道ではなく、却つて之を裏切るものである。敬愛の心から湧く誠實こそ、まことの友達である。教育勅語に、「朋友相信シ」と諭し給うた聖旨にも、かくして始めてそひ奉ることが出来るであらう。

昭憲皇太后御歌

誠もて交らふ友はなか／＼に  
はらからよりも親しまれけり

問 題

一、今日まで親しく交つてゐる友達につき反省して見よ。

二、よき友の例を語れ。

## 第六課 健 康

一、健康の必要

一寸した風邪をひいても、氣力が衰へ、何を見てもいつものやうに楽しくない。何となく世の中が陰氣に見える。之に反して、健康であると氣分も晴れ々しく、見る物、聞く物、すべてが愉快である。私達は先づ第一に健康でなければならぬ。殊に、今日のやうに世の中が進むと、心身を勞することが次第に加はり、とかく身體が害はれ易いから、一層健康の必要が感ぜられる。

健康の必要なのは、たゞ自分一身のためばかりではな

い。家に一人でも病人があると、家中の者が暗い氣持になる。だから、家族の一員としても、身體を健康にしななければならぬ。のみならず、現在は交通が發達して、人々の關係が非常に密接になつて來たから、傳染病にでもかゝると、それはたゞ自分や家族の迷惑だけではすまなくなる。かやうに考へると、健康な身體は自分を幸福にするばかりでなく、又、家庭を明るくし、社會を健全にし、子孫を強くして、國民の體位を向上し、延いては國民精神を剛健にし、國運の發展をも促す基ともなる。

人は健康な間はその有難さを忘れがちで、健康を失つてから始めてその大切なことに氣づくものである。し

二、身體の保護

かし、病氣になつて後、平生の不用意をくやんでも及ばないから、かゝらぬ前の注意が肝要である。豫防の一オンスは、治療の一ポンドにも勝つてゐる。健康を保つためには、先づ身のまはりを清潔にし、次に不節制を戒めねばならぬ。常に不潔から遠ざかると共に、日常の生活をきまりよくし、過度の勉強や運動に陥らぬやう心すべきである。特に、過度の飲食は胃腸を害し、脳の働きを妨げる。されば、飽食は劍よりも人を殺すことが多いといふ諺があるほどである。

更に、「病は氣から」ともいはれるが、腹を立てたり、悲しんだり、心配したりすると、消化器管の活動が非常に鈍るか

ら、食事の際は勿論、いつも愉快に過すことが大切である。愉快であると胃腸の活動が盛んになるだけでなく、血液の循環もよく、呼吸も活潑になり、全身の健康が自然に増進せられる。

## 三 身體の鍛錬

かく節制を守り、愉快な氣持で生活すると共に、進んで身體を鍛へ、暑さ寒さも意とせず、困苦にもよく堪へ得るほどの強い身體を作り上げねばならぬ。身體は規則正しい運動によつて、自然に鍛へられる。しかし、運動の種類、方法、程度などに就いては、自分の體質や境遇をよく考へないと、却つて健康を害することがある。学校の體操や遊戯は體育の基礎であり、遠足・登山・水泳などを始め、各

種の競技は、それ／＼興味を伴ひながら身體を鍛へる。又、洗濯・拭き掃除などの家事の手傳も、健康と勤勞の精神



拭き掃除

四 青年期の健康  
状態

とを養ふに宜い。私達はよく學び、よく遊んで、心身共に發育の盛んなこの時代に、十分健康の基礎を築いておかねばならぬ。殊に、日本人の死亡率は、諸外國人のそれに比してはるかに大で、中にも青年期の死亡率が高い。それに

は、色々の理由もあらうが、各人が一層衛生に注意し、清潔を重んずると共に、明るい太陽の下、新鮮な空氣の中で、適當な運動をなし、身體を鍛へさへすれば、この恐るべき死亡率を低くすることも困難ではないであらう。女學校時代は、とかく呼吸器や肋膜などの病氣におかされ易いから、つとめて屋外で活動するやうにし、休日には山野に遊び、若し又、風邪にでもかゝつたら、十分に用心しなければならぬ。競技なども、健康を害ふまでに過度に陥つてはならない。

問題

一、清潔は何故に必要であるか。清潔上日々如何なる點に注意すべきか。

二、冷水摩擦の利益如何。



三、睡眠に就いて、衛生上注意すべきことを挙げよ。

### 第七課 言葉とみなり

一言葉は心の現れ

上品な人の言葉には氣品があるが、品よからぬ人の言葉はどことなく卑しい。考がよく整つてゐると、言葉もおのづから順序立つて、はつきりするものであるが、考が亂れて居ては、言葉にもまとまりがない。おちついた心、あわてた心、親切な心、輕薄な心など、みな言葉に現れるものである。言葉を聞いただけでその人を懐かしんだり、嫌つたりすることのあるのはこれがためであり、又、昔から徳を修めるものが、必ず言葉を慎んだのもこれがため

である。

二 口と心と反しないやうに

言葉はどこまでも、眞の心から發せられなければならぬ。心にもないお世辭を言つたり、よい加減のことをうはのそらで話すなどは、特に恥づべきである。言葉は心のもので、口のものであつてはならない。

三 語るべき事柄

語るべき事柄には、特に注意せねばならない。人をそしつたり、他人の名譽を損ふやうなことを言つたり、他人の容貌、服装、財産、祕密などをみだりに口にしてはならない。輕率な一言で他人の心持を害ひ、學校生活の圓滿を缺くこともある。松尾芭蕉も

「人の短をいふことなかれ。己れの長を説くことなか

れ。銘にいふ、

物言へば唇さむし秋の風。」

といつて、常に自ら戒めてゐた。

言葉は音聲による心の現れであるが、時としては、たゞ口先から出るかと思はれるほど、言葉が言葉をさそひ出し、思はず知らず多辯になることがある。前後の考もなく、口にまかせて多言するは、自分の愚かさを示すばかりでなく、言ふまじき時に言ふまじきことを語ることも多くなつて、種々の過をひき起すもともなる。「寡言の悔は少く多言の悔は甚だ多い。」との古諺は、かゝる人にはよい誠である。

四 多言と寡黙

五 言語の明確

多言は慎むべきであるが、臆病や恥づかしがりから、いふべき事をもいひ得ないのもよくない。無用無益の時に語らないのはよいが、必要に應じては、しつかりと自分の所信を述べねばならぬ。品があり、味のある四方山よやまの話や、感想や、趣味などを語り合ふことも、社交上には缺くことの出来ないものである。語るべき場合を知り、黙すべき時を悟るのは、極めて大切なことである。

人と語る際には、言葉づかひや発音に注意し、曖昧な言葉や方言などは避けたいものである。また、みだりに漢語や、外国語や、流行語などを使ふのも、たしなむべきである。快い朗らかな聲で、女らしい上品な言葉で、簡潔に、そ

六 服装と品位

して明確に話し得るやうに、日頃から工夫することは、女子として大切な修養の一つである。

言葉と共に心すべきはみなりである。折目の正しい、落着きのある衣服を着け、髪結び方から履物に至るまで、整つてゐるのは、その人のたしなみや氣品のほどもうかゞはれて、奥ゆかしいものである。之に反して、みだれた服装や整はないみなりは、見苦しいばかりでなく、あさはかな心根までも見られるやうな氣がして、むげに賤しいものである。貝原益軒が「正しからざる服着たるは、心の内見えてはづかし。慎んで擇えらび用ふべし。」といつてゐるのは、服装に就いてのよい訓へである。

七 虚飾とみなり

かやうに、みなりは人の禮儀や品性にかゝはるものであるから、時と場合とに應じて、衣服の地質や色合、模様等



貝原益軒

にも心を用ひ、色々の附屬品のとりあはせにも氣をつけることが望ましい。けれども、徒に流行を追つたり、はでな服装をしてゐるのは、その人の虚榮心を現すに過ぎない。心にたしなみもなく、美服をつけてほこらかに振舞ふのも、質素な身なりに肩身せまく思ふのも、共に虚飾に心をとらはれたものである。みなりを整へるために、衛生上のことを輕んずるのも

よくない。支那の婦人が殊更に靴の小さいのを用ひ、我が國の婦人が帯を胸高に強くしめることなどは、明かに有害である。外見のために、身體の自由な發育や自由な活動を妨げないやうに、注意しなければならぬ。

衣は心を調ふともいはれ、服装は、又、自然に私達の品性を養ふことが多い。華美な服装は何時の間にか輕薄虚榮の心をおこさせ、粗野の服装は知らず識らずの中に、下品な氣風をつくるものである。されば、私達は常に服装に心を用ひて、清潔であり、質素であり、しかもよく品位を保ち得るものを選ばねばならぬ。

更に、服装は自分の本分を反省するによい機會を與へ

る。父母の恩愛を身に着けては、子たるものの本分を思ひ、學校の制服を着けては、おのづからその學校の生徒たることを省みるやうになり、延いては、行を慎み、學校の名譽をあげようと心掛けるに至るであらう。身分や職業に應じて、それらの制服が定められ、儀式・典禮に種々の式服があるのは、いづれも、その服装にふさはしい正しい行を爲すべきことを示すものである。

言を出すに、その言騒がしからずおだやかなるは、その心の養ひあるなり。若し、言を出すに騒がしくけはしきは、心の養ひなしと知るべし。(貝原益軒)

### 第八課 規律ある生活

一 きまりなき生活

「物はあるべき場所に」「一時に一事を」といふことは、たやすいことのやうであるが、實行はなかくむづかしい。登校の時間が迫つて居るのに、ノートが見えなかつたり、裁縫用具が揃はなかつたりして、まごついて家を出る時の心苦しさを、ともすると私達は経験しないであらうか。折角待つた休日も暮れて見ると、何をしたのか取止めもなく過してしまつたといふつまらなさを感じることもある。又、集會の際に、約束の時間よりは三十分も、時には一時間も遅れねば豫定の仕事を始める事が出来ないで、

ために、貴重な時間を空費するやうなことも屢ある。かうしたきまりなき生活から、私達が受ける損害は恐るべきものである。一日は誰にとつても二十四時間であるが、きまりよく過すか否かによつて、その價值は非常に違つて来る。

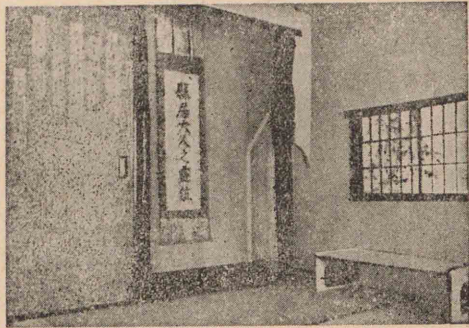
二 規律ある生活

およそ、何事にも規律を立てることが必要である。身體について考へても、私達の身體は規律を必要とするやうに出来て居る。身體は働くほど丈夫になるといふが、一日中働き通すといふことは續くものではない。働いた後には、休養を要する。睡眠は必要であるが、不規則な睡眠は却つて健康を害ふ。食事が如何に大切であつて

も、きまりなく食を攝れば病氣を招く。これ等の一つ一つに規律を立てるのが健康への大道である。

勉強にしても、朝から晩まで机を離れないからとて、必ずしも能率の上るものではない。朝のすがすがしい気分での三十分の勉強は、午後の一時間にも勝ることがある。学校から歸つたら、暫く家事を手傳ふ方が、氣持が變つて却つて頭の働きを新たにする。かういふ事柄をよく考へて、勉強の時間を適當に定め、豫習・復習の順序を立て、書籍や學用品も整然と排列して置くことが、勉強する上には極めて有効である。カントが、強壯とはいへない身體でありながら、よく長壽を保ち、多くの貴い研究を大

三 社會生活と規律



本居宣長の書齋

成したのも、一つにはその極めて規律正しい生活の賜である。本居宣長は書物の置き場所が、いつもきまつてある

たから、夜、燈火なしでも、やすくと必要なものを引出すことが出来たといふことである。

家庭にしても、學校にしても、およそ多數の人が集團して生活する場合には、規律に従ふことが、特に必要である。國憲・國法はもとより、家族相互の間の規律、生徒同志の間の規約、學校で定めた校則、公德上の規則等が守られないならば、到る處に混雜や衝

四 規律ある生活  
をするには

突が起つて、仕事は抄しからず、平和な生活は出来るものでない。

規律ある生活をするには、第一に、適當な豫定をつくる  
ことが必要である。周囲の事情を見きはめ、仕事の性質  
を辨へ、物の輕重に従つて、適當な時と仕事とを豫定し、そ  
れぞれあるべき場所に物を配置すべきである。第二に、  
一旦規律を立てたからには、必ずそれを守り、かりにも怠  
るとか又は放棄するやうなことがあつてはならない。  
第三に、特に團體の生活に於て、團體生活のために定めら  
れた規則なり約束なりは、互に尊重し合ひ、決してこれを  
犯してはならない。若し、一人でも規律を破ると、忽ちに

全體の活動が鈍り、調和は失はれる。

規律を立て、之を守るとは、初めは困難であるが、度重  
なるにつれ次第に容易となり、終には習慣となり、守らな  
いではあられないやうになるものである。規律ある個  
人は堅實に進歩し、規律ある團體は平和で、しかも能率が  
あがる。事毎にきまりよく運ぶ生活は、見るからに美し  
い。

## 五 日本人の義務

日本人は、決して不規律な國民ではない。嚴格な規律  
によつて自らの行を律し、身を慎んで節制を守るとは、  
我が武士道の精華であつたし、又、古來非常に規律正しい  
修養法や趣味生活が發達して來た。茶の湯の如きは、そ

の代表的なものであらう。しかし、一方多くの人と交り、多くの人と行動を共にする社會生活上の規律については、從來餘り訓練されてゐなかつた。だから、集會の時間とか、車の乗降とか、公共物の使用とか、かうした社會公衆の生活に必要な規律については、今日でも割合に無頓着である。私達は今後、個人としての規律ある生活を作り上げると共に、公衆生活上の規律を洗煉して、大國民として恥づかしくないだけの規律ある國民とならなければならぬ。

### 夏の注意

一、夏の夜は更け易く、夜明は早い。思はず知らず睡眠不足とな

ることが多い。早く寝て早く起きるがよい。

一、暑熱はとかく人の心をも身をも懦弱ならしめる。心をひきしめ、暑さに負けないやうにしよう。

一、夏は炎暑のため、身體が一般に弱つて居るから、消化器の働きが鈍る。又、一方では物が腐敗し易い。食べ物、飲み物に對する一寸した不注意から、身體を害つてはならぬ。その他、殊に寝冷をしないやうに注意しなければならぬ。

一、夏は誘惑の多い時である。讀むもの、見るもの、聞くものに一心をくばり、人盛りの遊び場所はなるべく避けるがよい。後悔は先に立たない。

一、夏は水泳、登山、植物採集など、自然に親しむに良い時期である。けれども、深く注意しないと、思はぬ災厄に遭ふことがある。又、徒に流行を追うてはならぬ。



一、長い夏休は、家事を見習ひ、家庭の手傳をするに最も適する。眞の女學生らしい心掛で、分相應に活動しなければならぬ。

二、長い休は、やゝもすると不規則な生活に陥らしめる。そして、一旦不規則になると、とりもどすことは容易でない。初めから、學習手傳、運動等の豫定を立て、固く守ることが必要である。

三、夏休は自分獨りで、どの位の事が出来るか、思つたことがどの位實行出来るかを、ためすにこの上もないよい機會である。たゞ遊ぶための休ではない。勤勞と休養とをほどくにし、最も有意義に一日々々を送らねばならぬ。

四、女學生の時代は、平素なか／＼時間が得られないから、親戚の方々や舊師などにも、無沙汰になりがちである。故に、この休を利用して、挨拶に行き近況を語ることは、どんなにか人々をよるこばせ、又、自分もうれしいことであらう。人生の楽しみ、

人生の幸福はこんなところにもある。遠方で、訪問が出来ないならば、くはしい音信に托して情を述べるも、またよいであらう。かゝる活動のうちに、自然に温かい心がはぐくまれる。

### 第九課 智能啓發

凡そ一人前の人間として世に立ち、國民としての務を果すためには、多くの知識や技能が必要である。先づ、一人前の婦人として身を立て家を治めるには、それに必要な知識・技能を十分に具へてゐなければならぬ。又、私達の生活する社會には、多くの規則や約束がある。之を十分に知つてゐなければ、圓満な社會生活は出来ない。更に、一人前の日本人となるためには、古くより我が國に

傳へられ、我が國の誇となつてゐるさまざまの文化を理解しなければならぬ。殊に、我が國體の精華がどんな點に存するかを十分にわきまへてゐるのでなければ、皇國日本の女子であるとはいはれない。

然し、このやうに昔から傳はつてゐること、今日の世の中に行はれてゐることを知るだけでは、まだ十分ではない。私達はこの昔から傳はつてゐる善美な精神やさまざまな知識・技能を、更に將來發展させなければならぬ。祖先の遺業を受けついで守るだけでなく、更にこれを顯彰し、今日、國民の爲しつゝあることを、そのまゝ繰返すだけではなく、一層進んだ知識と技能とを身につけて、今日

の日本を一層發展させなければならぬ。それが、次に來る者の使命である。そして、その爲には之が基礎となるべき知力や技能の力を十分に練り上げておかなければならぬ。

## 二 修學の目的

私達が女學校で様々の學科を學ぶのも、その第一目的は祖先の遺風を顯彰し、今日の日本を一層發展せしむるにある。たゞに一身の爲に學ぶのではなく、學び得、研ぎ得た所を以て、國家に奉仕し、國家の發展に涓滴の微をも效さんが爲に學ぶのである。それは、私達が祖先と子孫に對して負うてゐる大きな務である。私達は先づこのやうな覺悟を以て、日々の勉學に當らなければならぬ。

三 智能啓發上の心得

次に智能を啓發する上に最も大切なことは、自ら進んで學ぶ態度と、學び得たものを實地の經驗に訴へて確實にする習慣とである。たゞ人の教を受けいれ、教へられただけの事を覚えて行くだけでは足りない。常に自ら進んで研究し、疑はしきはあくまで疑ひ、たゞ疑ふだけでなく、自ら之を解決しようと努めねばならない。又、知識はすべて之を實地の經驗に訴へ、實地に修練しなければ眞に生きた知識とはならない。實地に修練しない知識は、古くからいふ疊の上の水練に終つてしまふ。智能を啓發することは、役にも立たない物識りになることではなく、眞に家庭・國家・社會に役立つ、生きた、血の通つた知識

技能を身に體することである。私達は、かやうな心掛で、絶えず自ら進んで知識を求め、又、絶えず實地の經驗と錬磨とを積み、日に向上の實を擧げねばならぬ。

### 第十課 徳器成就

私達女學生としての生活は、皇國の國民として立派な人格と有爲の材能とを磨いて行く修業の生活であり、智能の啓發と徳器の成就とに向けられた不斷の向上生活である。

人は、健康な身體を持つてゐることが望ましい。然し、

一 徳器成就の義務

如何に健康な身體を持つてゐても、それだけでは足りない。明敏な智能の働きによつて、この健全な身體を働かさねばならぬ。運動競技のやうな主として身體による活動でも、運動の法則を十分にわきまへ、明敏に身體の運動を統制して行くのでなければ、優れた競技者にはならない。更に又、眞に優れた競技者と言はれるほどのものは、その人格に道徳的な一面が具はつてゐなければならぬ。たとへ、世界記録を作り得たにしても、若し、その人格が卑劣であつて、フエーアプラーの精神に反するとか、平常の行に芳ばしくないとあるならば、世人は決して立派な競技者として之を尊敬し、心からその人の成績を讃へることを憚るであらう。

かやうに、總て、人格の光はその人の行から出で、人格の中心は道徳にある。如何に強い身體を持ち、如何に優れた智能を持つてゐても、その行が道徳にかなつてゐなかつたら、眞に優れた人とはいはれないのみならず、若し、道徳を辨へず、人としての道を履み行ふことの出来ない人であつたならば、優れた體力や智能は、却つて人を傷つけ、國家・社會に累わづらひを及ぼすこととなるであらう。折角の體力も暴力となり、折角の智力も奸智となつて、世を毒するに至るであらう。

だから、徳性の涵養は學問修業の根本である。修徳の

努力を缺いた學生生活は、如何に運動を盛んにし、如何に知識を研いても、無意味である。どんな立派な家を建てても、そこに住む人がないのと同様である。

私達が立派な皇國民として、修養しなければならぬ徳性は非常に多い。子としての徳、兄弟姉妹としての徳、弟子としての徳、團體の一員としての徳、臣民としての徳と限りなく多いが、是等の修徳は一時に出来るものではない。自分の身に近いところから始めて、一步々之を廣め、且高め行くべきである。小を積んで大を致すは、すべての事皆然りであるが、特に修徳の道は、小を積みつゝ生涯に亘つて續けるのでなければ、その功を期し難い。

## 二 修徳の工夫

修徳の工夫として第一につとむべきは、良心をみがくことである。私達の祖先はこれを「明き淨き直き心」といつて、その本來の光を發揮することに苦心を重ね、貴き經驗をのこされた。私達は祖先の教に鑑み、この直き心を蔽ひかくす、私情や私欲や私見や、怠け心等を拂ひきよめて、直き心の命令がよくきゝとれる人になるやう修養せねばならぬ。

修徳の工夫として第二に大切なことは、常に自分の行を反省することである。日々の行を少しも反省せず、漫然、日を過してゐては徳性の涵養は覺束ない。曾子は「吾レ日ニ三タビ吾ガ身ヲ省ミル」といつてゐる。事ある毎

に之を内に省み、行の善悪を判別して、過は速かに之を改めるやうに心掛けなければならぬ。

第三に必要なことは、過を改むるにも、善と信じたことを行ふにも、勇を鼓して進むことである。内外の誘惑に引きずられるやうでは、修徳の道、踏み登り得べくもない。一旦修徳に志した以上、どんな事があつても不善に陥るまいとの固い決心を以て、あくまで奮進しなければならぬ。この勇氣を缺いた人は善くないと知り、改めたいと思ひつゝ、つい慾望の動くまゝに引きまはされて、悪の淵に沈んでしまふ。

修徳の工夫には、その他色々あるであらう。例へば、自

分に最も缺けてゐると思ふ點を中心にして、時期を決めて専心之が改善に當るが如きもその一つで、その爲には新年とか、誕生日とかを出發點として心にちかひ、物に書き留めて、忘れず、怠らず進むこともよいであらう。又、自分の心のうちに、誰か一人の模範的な人物を定めておいて、いつもその人の行に倣ひ、その人にあやかるとやうに心掛けることもよい修徳の法である。毎日の自分の行爲を記録し、善行・悪行共にはつきりと反省しながら、善行を積むやうにするのも宜い。廣瀬淡窓が萬善簿を作つて、自己の善行を細大となく書き記した如き、その良い例である。

その他、さまざまの工夫をめぐらし、絶えず、しかも確實に専心修徳の道に精進したいものである。

### 第十一課 公益世務

一 公益世務

私達が智能を啓發し、徳器を成就するのは、自分一身の利益や幸福よりも、むしろ、學び得、修め得た知徳を生かして、廣く公共の爲に盡し、國家・社會に奉仕せんが爲である。そして、この奉仕の生活を送らうとする時、先づ直接私達日常生活の目當てとなるものは、公益ヲ廣メ世務ヲ開クことである。公益とは國家・社會の共同の利益であり、世

二 公益世務と勤勞

務とは國家・社會に役立つ業務であるが、私達は先づ自分の務とする仕事を通して、公の利益を進め、公の役に立つやうに努むべきである。概して、女子は自ら所謂職業に従事することは稀で、多くは夫を助けて家庭を修め、子女の教育に當るものであるから、この家庭勤勞の生活も、一般の職業生活と等しく奉公獻身の精神に基くべきものであり、それは直ちに「公益ヲ廣メ世務ヲ開ク道に歸する」のである。凡そ家庭勤勞にせよ、職業にせよ、之を以て私利・私欲を充たす方便とのみ解し、その極、社會・國家を害し、公益世務に反するやうな結果になるならば、如何にその業務に精を出し、勉勵しても有害無益であつて、却つて無

三 すべての職業が公益世務に關してゐる

爲にして無害なるに若かない。

職業には一見して、公益に關することの明かなものとさうでないものがある。官吏、教育者、醫師などの如きは、その業に忠實精勵であると否とが、直ちに公益の上に影響して來るが、之に反して、農業や商業などは、たとへその業に怠慢であつても、その結果はその人個人の生活の上に影響するだけで、廣く公益を害するやうには思はれないかも知れない。然し、よく考へて見ると、農業者が奉仕の精神に立ち、研究工夫を積んで、進んだ農耕の方法などを考案するならば、ひいて國家社會の利益を増すことになり、反對に、例へば、商人が社會の災禍に乗じて、暴利を

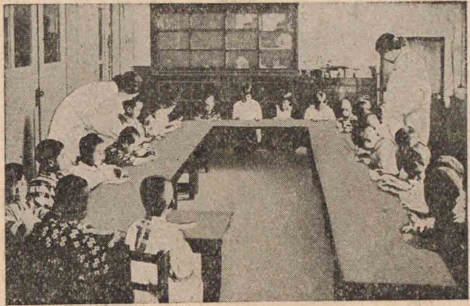
四 職業外の公益世務

貪つたり、不正な商品を海外に輸出して、國産品の名譽を傷つけたりするならば、それは、甚しく公益を害することとなる。同様に如何なる職業も、如何なる勤勞も、家庭の中なると外なるとを問はず、一として、直接又は間接に公益世務に關係しないものはない。衣服の縫ひ方を一つ工夫しただけでも、それは直ちに公の生活の改善となつて現れる。

更に、職業生活の外にも、公益世務に努むべき事が多々ある。單に自分の職業に精勵するだけでなく、例へば、學校、圖書館、慈善病院などの公益事業の設立、建設の爲に、金、錢、物資、勞力などを寄附するが如きは、如何なる人も、職業



とは別に爲すべき事である。私達の同胞のうちにある  
多数の不幸の人々、氣の毒な人々を救済する爲に、今日爲



されつゝある事業は極めて多い。

無料宿泊所・養老院・養育院・少年教護

託児所・無料診療所・託児所・學校給食等そ

の例である。是等は廣く社會事業

と呼ばれて居り、それ／＼専門に之

に當つてある人があり、殊に、近年婦

人でこの方面の事業にたづさはる

者が非常に多くなつたのは喜ばしい事であるが、是等の  
事業は國民全體の責任に於て、すべての人の協力によつ

て爲さるべき性質のものであるから、私達は常に是等の  
事業に對して、之を援助し促進するやうに心掛け、分相應  
の奉仕をしなければならぬ。

又、是等救済事業とは別に、むしろ進んで公益世務の増  
進を圖る仕事であつて、職業の如何を問はず、男女の別な  
く、全國民が力をあはせて盛り立てて行かねばならぬも  
のがある。航空事業の發達、國民教育事業の充實など皆  
それであつて、私達はかゝる事業の爲にも、各、その分に應  
じ、能ふ限りの助力を致さなければならぬ。

第十二課 眞ま心こころ

一二様の心構へ

凡そ、事を爲すに二通りの仕方がある。例へば、學校で勉強や掃除や、その他の作業をする際にも、嫌々ながら、表面ばかり立派にしておかうとしたり、或は褒められようとの心から、人の見てゐるところで、わざと勤勉を装うたりするやうな、表裏のある心構へで事に當るのがその一つである。之に反して、褒められようが褒められまいが、人が見てゐようが見てゐまいが、そんな事には頓着なく、爲すべき事を、心から、本氣に、一筋に爲しをへ、たゞそれだ

二眞心

けで満足するといふやうな心構へがある。前者は詐りの心、曲つた心、邪まな心、曇つた心、濁つた心であり、之に反して、後者は素直な心、眞直ぐな心、正しい心、明るい心、清い心である。そして、このやうな心構へは些細な行動にすらもあらはれ、教師に對するたゞ一つの、軽い會釋や敬禮にも二つの別がある。同じく挨拶するにも、明るく清い心で敬禮するのと、曇り濁つた心で不精不精ふしやうぶしやうにするのと、形の上ではさして相違はなくても、心の持方には雲泥の差がある。

この素直で、一點の曇りもなく、一分の邪念もなく、明るく清い心、それが眞心である。私達は如何なる事をなす

永井克子

にも眞心を以て之に當らなければならぬ。忠も孝も、その他、どのやうな徳行も、若し眞心からでなく、偽せ詐りの心から出たものであるならば、まことの忠、まことの孝ではない。さやうな行は、よし一時は世人の眼を惑はせ、立派な行と賞讃せられるにもせよ、決して長續きのするものではない。早晚その卑しい心根は露はれて、世の爪弾はじきを受けるにいたるであらう。たとへ一生涯偽り通し、欺き通すことが出来ても、自分自身の良心を欺くことは出来ぬ。良心の満足を得ることは出来ぬ。私達は偽りの心を刈り取り、掘り去つて、行住坐臥、一事一行すべて眞心を以てするやうに心掛ければならぬ。そ

れが人間らしい生活であり、人として最も尊い心ばへである。

明治天皇の御製に

なにごとに思ひ入るとも人はたゞ

まことの道をふむべかりけり

と仰せられてゐるのも、この眞心がすべての行の根本であることを示し給へるものである。

眞心は固苦しく窮屈な心ではない。むしろ、それは朗らかで、晴々として、大らかな心である。

敷島の大和心を人間はば

朝日に匂ふ山櫻花

三 眞心は明朗心

と歌はれた大和心の晴れ々として潔白な姿も、この眞心の現れである。眞心を以て事を行ふ時、私達の心身は晴れ渡り、澄み切つて、身も心も健やかに快活である。心身の健康と快活とを齎らす最大の源泉は、實にこの眞心である。

眞心は又、温情の泉でもある。君臣・親子・師弟・朋友等の間、の濃やかな愛情やおもひやりの心は、何れも眞心に深く根ざしたものに外ならない。愛情と慈悲とは、私達女性の至徳である。かの光明皇后が貴き御身をも顧みさせ給はず、眞心もて親しく癩病患者の御世話にあたらせられた如きは、永遠に私達女性の尊い鑑である。眞心か

## 四 眞心は温情の泉

## 五 眞心は努力の源

ら出た愛情がなくては、表面は温かでも、その底に何となく冷やかなものが感ぜられる。

眞心は又、不撓不屈の努力の源である。古來學問の道に於ても、藝術の道に於ても、眞に不撓不屈の努力をつゞけて偉業を残した人は皆、眞心をもつて學問を愛し、藝術を愛した人である。塙保己一が不具の身をもつて世界にも比類のない群書類従の大著述を完成したのは、全く心の底からたゞ一すぢに學問を愛する眞心の現れであり、正岡子規が病弱の身を横たへながら、よく刻苦努力して、終に明治俳壇の開拓者とたゞへられる程の大偉業を残したのも、心から藝術を愛し、藝術に生きようとした眞

心の然らしむるところである。眞心に生きる人のみぞ、よく不斷の精進を續け、青史に名を留むる程の大業を成すことが出来る。

一切の行は、その根本にこの眞心がなければ、結果がどんなに立派であらうとも、よい行とはいはれない。學校で我等が爲すさまざまの作業や行動も、それが眞心から發したものでなければ、如何に出來榮えが立派であらうとも、ほんたうに立派な行とはいひ得ない。邪まな心掛や暗い心持で出來た百點よりも、誠心誠意全力をつくして出來た五十點の方が遙かに尊い。

眞心は一切を清め、一切を照らす。されば、學ぶにも行

ふにも、常に眞心に徹しようとしてこれ力めねばならぬ。心から學に志し、心から眞實を求める純な心がなければ、眞の學問は出來ない。又、他人に親切をつくし、友達と仲よく交るにも、眞に心から他人を敬愛し、友人と和合する眞心がなければ、その行は表面ばかりの、卑しいものとなる。「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき」との明治天皇の御訓戒を、深く深く味ふべきである。

### 第十三課 愛と敬

私達は生れてから今日まで、限りない兩親の愛に浴し

て来た。親が子を慈み、子が親を慕ふ至情ほど世に純なものはない。それは人間自然の情、人間を結ぶ最も深く且強い絆きずなであり、この親子一體の愛を基礎として、家族の生活は成り立つのである。

然しながら、人と人とが一體となり、愛によつて結ばれるのは親子の間柄だけではない。愛のこゝろは兄弟夫婦の間柄、師弟、朋友の間柄はいふまでもなく、孟子が「惻隱ノ心無キハ、人ニ非ズ。」といつてゐるやうに、見ず知らずの人に對しても、相手の心を心とし、喜びも悲しみも、俱に喜び、俱に悲しむものである。このこゝろは、更に、國民相互の間柄にあつては、國民全體が一體となり、喜怒哀樂を共

## 二 愛

にし、ある時は國を擧げて悲しむといふやうな同胞愛、祖國愛として動くのである。特に、我が歴代の皇室が、人民を吾が子の如く慈み給ひ、人民亦、上、皇室を御親として慕ひ奉つたことは、我が國體の最もうるはしい精華をなしてゐる。まことに、「義は乃ち君臣なるも、情は父子を兼ね」億兆一心、君民一體の愛の國柄であることは、私達の祖國日本の眞の姿である。

愛は人間生活の大本である。若し、愛に生きることゝ失つたならば、人生はどんなにすさまじいものとなるであらう。親が子に、子が親に對して、さらに、兄弟、朋友相互に、何の愛情も感じないとしたら、さやうな世間に一刻で

## 三 愛と人生

も住み得られるであらうか。又、我が同胞が世界的な華  
 華しい仕事をしたのを見て、少しも嬉しいと感ぜず、我  
 が國が外國から侮りを受け、日本人が外國人から不當な  
 迫害を受けてゐるのを見て、少しの憤りをも感じない  
 やうな人があるとしたならば、それは人間の形はしてゐ  
 ても、人間の心を持たないものであり、人間の心を持たな  
 いものが、人間らしく振舞ふのは、猿猴の冠するにもまし  
 て見苦しい。

四 愛の極致

愛は隔てのない、自分と他人とがびつたりと一つにな  
 つた氣持である。だから、愛の極致に自他の區別はない。  
 親の子を愛する至情は、すべてを我が子の幸福の爲に捧

五 敬

げつくして、而も、そこに無上の喜びをすら感ずる。「愛は  
 寛忍しのぶことをなし又人の益を圖るなり愛は妬まず誇らず驕傲たかぶら  
 ず非禮を行はず、己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡あしき  
 を念はず、不義を喜ばず眞理まことを喜び凡そ事包容つかみ凡そ事信  
 じ凡そ事望み、凡そ事忍ぶなり」といへるパウロの言葉は、  
 愛の極致を述べつくしたものである。しかし、この純愛  
 を以て生活することは、容易のわざでない。最も自然な、  
 最も純な、親の子に對する愛ですら、ともすれば之を全う  
 し難い。まして、その他の關係に於ては、心して愛の芽ば  
 えを涵養しないと、この境地には到り得ない。  
 そこに敬が必要となる。敬はつゝしみであり、敬慎で

あつて、自らを戒め、慎む徳である。愛の芽ばえは生れながら誰しも具へて居るが、純愛の實行には、敬がこれに加はらねばならぬ。離るれば思ひしる親のなつかしさも、共に暮す日頃は、その恩愛に狎れて、有難い親心も自然忘れがちになるから、親の心にそむくことがある。親の思ひを偲び、親の心を心とする上に、身を慎むとき、始めてよく親を愛することが出来る。

子を愛育する親でも、時に、盲愛に陥り、子の怠け心や、わがまゝな心を助長させて、却つて、子を損ふこともある。しかるに、敬あれば情に溺れる非に心づき、よく忍んで愛の鞭をも用ふることが出来るのである。

又、或友のみ愛し、他を疎んずるとき偏愛も、互の私情を増長させ、寧ろ、友を害することになる。之に反し、愛するうちにも敬すれば、よく互の本心の聲をきくことが出来、相互の人格の向上を圖り得るものである。

明治天皇の御製に

物學ぶ道にたつ子よおこたりに

まさされる仇はなしとしらなむ

とあるやうに、敬はよくこの懈りに打勝つて、まことの道を求め、その實行を圖る徳である。自然の情を導いて、その本來の働きをなさしむるものである。かやうに、愛に敬が伴つて、始めて愛の極致に到ることが出来るのである。



る。

第十四課 素直につよく

一 素直に伸びよ

私達は今、身體も精神もずん／＼と伸びる發育盛りである。二度とこんな時期は來ないし、また、一生の體格や精神の状態も、この時期に大體きまつてしまふのであるから、歪め<sup>ゆが</sup>ないで出来るだけ立派にすく／＼と成長させたいものである。草花や植木なども、すらりと自然に育つた姿はまことに美しい。温室の中で育てられた草花は、生氣に乏しく、盆栽のやうに無理な姿に育てられたものは、不具のやうで、實際の役にも立たない。私達もこれ

二 素直な人

と同じである。明るい日當りのよい所で、適當の手入を受けつゝ、自然に育つた草木のやうに、素直につよく發達しなければならぬ。

素直な人は常に從順であつて、少しもわだかまりがない。心にわだかまりがあると、とかく人の言葉を眞直ぐに聞くことが出来ないで、事毎に疑の眼を以て見たり、徒に追従したりする。或は自分の考を頑固<sup>ぐわんこ</sup>に通すが、勇氣のあることのやうに思ひ、他の人の意見に従ふのを意氣地<sup>いけぢ</sup>なしのやうに考へる。しかし、素直に従ふのは、決して意氣地なしではない。他人の言をそのままに聽いて、正しいと思へば之を受け入れ、正しくないと思へば、はつ

きりと反對の意を表すのが素直な人である。事の是非を問はず反對したり、どんなことにでも服従したりするのは、いづれも素直であるといひ得ない。

人前では眞面目に働くが、人が見えなくなるといふ加減にごまかしたり、無い物を有るやうに見せかけたり、出来ないのである。出来ぬやうな顔をしたり、嫌ひのくせに好きだといふやうなのは、皆素直でない。出来ることは出来る、出来ないことは出来ないとし、知つてゐることは知つてゐる、知らないことは知らないとはつきりすることは、たやすいやうであるが、素直にしてしかもつよい人ではないと出来ない。

女子の一生は、男子を助け、男子と協力して、素直に正しく、明るく、淨い生活の實現にいそむべきであるが、それには平坦な道のみが續いてはゐない。茨もあれば、斷崖もある。外から来る困難もあれば、自身の内から生ずる苦痛もある。それ等の辛苦艱難に打勝つ爲、勇氣を養ふことは、私達女子に最も大切な修養の一つである。人が強ひるからとて誘惑に負けたり、妥協しておきながら、責を他人に歸して、徒に辯解するのは卑怯である。私情私欲にまけて、良心の聲に従ふことの出来ぬやうな懦弱な生活は恥づべきである。一難に遇ふごとに勇氣を奮ひ起し、全力を以てこれに打勝ち、一步步々向上の道をたど

四 似て非なる勇

りたいものである。  
不正を匡す口實のもとに、みだりに人と争つたり、正を貫く名のもとに、間違つた自分の意見を通さうとして、秩序をみだし、無作法も顧みず、傍若無人に振舞ふとか、男子も避けるやうな無益な冒険を敢てするなどは、似て非なる蠻勇である。

五 素直につよき女子

素直につよき女子とは、うひ／＼しく、しとやかに、柔和謙遜で、温雅親切であるが、しかし、またどことなくはつきりとした強いところがあり、親しみ易いが、又、犯すべからざるところがある。そして、かやうに素直でしかも強いのは、古來日本婦人の特長である。日本女子は、従順な、柔

和な半面に、眞の勇氣を具へて居た。私達が敬慕してやまない和氣廣蟲といひ、近くは靜寛院の宮の御生涯といひ、優しい一面に、男子も及ばぬ雄々しい勇氣、義を見てはあくまでも貫きとほすつよい徳をそなへてゐらせられた。私達もまた、この我が國女子固有の精神を身に體し、更に、光輝あらしむるやう、絶えず修養しなければならぬ。



宮の院寛靜

第十五課 恭 儉

一 恭儉の意義

恭儉とは自ら自身の心をひきしめ、萬事に慎み深く、道をふみはずすまいとすることである。人のなかの人といはれる人は、この恭儉の態度に終始したものである。朝夕の起居・動作・飲食・衣服のことから、交友・學業その他娛樂等に關して、適度を守つてみださないのも、共に恭儉の致す所である。

私達は既に女學生となつて、餘程考へ深くなつては來たが、尙うかくとして日を過すことが多く、慎み深い態度をとることがむづかしい。得意の時には、心もうはつ

き、自慢に陥り、失意の時には自暴自棄して業務を放擲したりする。優れた人に遇へば卑屈になり、己れ勝れりと思れば傲り高ぶることすらある。事大なりと見ては辟易し、小なりと見れば侮り輕んずる。しかし私達でも一大事の場合には、日頃似合はぬ適切な處置がとれることのあるのは、心をひきしめ、事を尊重してかゝること、即ち恭儉な態度に出たためである。

二 昭憲皇太后の恭儉

昭憲皇太后の御幼少時の御逸話として承るところに依れば、御墓參の歸途、田圃の風光を飽かず愛でさせながら、何心なく稻の穂を抽き、暫し弄んでをられたが、ふと「苗ニシテ秀デザルモノアランカ、秀デテ實ラザルモノアラ

ンカ」といふ論語の一句を思ひ出され、誠に稻の丈のみ如何に伸びたりとて、實を結ばざらん時は何の用にかは立つべき。人も亦然なり。われ今にして初めて論語の教訓を悟れり。今後は心を改めて學ばむ」と仰せられ、その後は御心をひきしめ、なほざりに遊ばさなかつたとの御事である。



昭 憲 皇 太 后

又、明治六年に皇居が炎上したので、赤坂離宮に御避難遊ばされた折、御手狭のこととて、女官等のうちには、密ひそかにつぶやくものがあつたが、皇太后には一言も御苦痛を洩させ給はず、日夜御讀書に耽ら

せ給うたと承る。また畏くも

筆とらぬ日はまれなるを書く文字の

など人なみにおくれたるらむ

の御歌を拜しても、御精進の程を伺ひ奉られる。

「苗ニシテ秀デザルモノアランカ」と御悟り遊ばされたやうに、私達もまことの日本女子にならねばならぬといふ念願をしつかりと持つて日々の生活をひきしめて行くことが肝要である。まことの日本女子は、常に恭儉である。家を思ひ國を思へば、うはべを飾り、わがまゝに振舞ひ、事物を浪費するやうな事は出来ない。會ふ人々から、當る事柄から學ばうと心掛けるから、人を侮り、人をな

いがしろにすることは出来ない。父母や師長の教を尊び、之を實行することに熱心であるから、一寸の暇も無駄に過すことは出来ない。

恭儉な人は常に謙遜であつて、己れが本分をつくすことに戦々兢兢としてゐる。そして、温かい情と、親切な心づかひを、人にも物にも運ぶから、なつかしい、ゆかしい風格が、おのづから生ずる。恭儉は我が國民の一般に守るべき道であるが、わけても女子に必要な大切な徳である。

### 第十六課 禮儀・作法

人と人との交りに於て、敬と愛とこれにふさはしい言

一 禮儀・作法の  
必要

葉と動作とは、おのづから人の感じを和らげ、互の生活を圓滿にするものである。たとひ、親子・兄弟のやうな親しい間柄でも、師友のやうな隔てのない關係でも、それによさはしい敬意が示され、ふさはしい作法が行はれなくては、平和に行くものでない。まして、それほどの間柄でもない他人同志の交りに於ては、なほさらのことである。一寸人に道を聞く時にも、「恐入りますか」といふ言葉をつけるとつけないとでは、全體の言葉の調子がすつかり變つて来る。それは、この簡単な言葉の中にも、謙虚な心持が含まれてゐるからである。私達が日常あまり心にかけてゐない禮儀作法にも、かうした深い意味がこもつ

てゐる。日常の應對や、物品の受け渡しから、戸障子の開け閉めに至るまで、それ〴〵定まつた禮儀作法があり、之にかなつてゐる時、何となく奥ゆかしく氣高く見えるのは、形を整へると、いつのまにか、自然に心が作られて來るからである。

もと〴〵禮儀作法は、人心に奥深く存する人間敬愛の念を、形に表すものであるから、禮の本は心である。心にもないお世辭や、うはべだけの作法は、輕薄な虚禮に過ぎない。敬愛の心が本となつて、それが慎み深い言葉ともなり、端正な舉動ともなつて、はじめて眞の禮法となるのである。古語にも「禮は敬のみ。」とある。禮儀作法を重ん

二 禮の至れるもの

ずるものは、先づ内なる心の禮を整へなければならぬ。

しかし、内に敬愛の心があつても、それを正しく外に表さなければ、他人に傳はらない。禮式に従はないものは野卑であり、下品であつて、禮の精神にもかなはない。だから、外なる容儀も亦疎おろそかにしてはならない。内なる敬愛の心と、禮にかなつた言動と、この二つが相俟つて始めて立派な態度が出來上る。まことに、禮は敬の現れであり、敬はまた禮によつて養はれる。

禮儀作法には日常の生活に行はれるものと、儀式・集會等特別の場合に行はれるものとあるが、そのいづれにも心を用ひて、それ〴〵の場合に、心の誠を盡すことの出來

三 日常の禮儀・作法と特別の禮儀・作法

るやうに心得て置かねばならぬ。特別の場合の禮法に就いては、特に學びもし、心を用ひ易いが、日常の禮はとかく粗雑になりがちである。人に招かれたり、先生や目上の前では、立派に禮儀作法を守りながら、家に居る時や目下のものには随分無作法に振舞ふものがある。けれども、禮儀作法は人として、人に對して誠を致す道であるから、特別の場合は固より、日常の生活に於ても決してなほざりにすべきでない。

禮儀作法は年少の時から、師長の教に従ひ、上品な人を模範として不斷に心を用ひ、日常習熟することが大切である。無作法に成長する時は、後日これを改めようとし

四 禮儀・作法の習熟

ても、容易に改められるものではない。習熟しない禮儀作法はなんとなく身につかない。私達は日頃から心掛けてこれに習熟し、習性なまじりとなるやうに力めなければならぬ。善良な家庭に人となつたものが見るからに奥ゆかしく氣高い容儀を示すのは、多年の習慣によつて、禮儀作法が天性のやうに身についてゐるからである。このやうな禮儀作法こそ、最も望ましいものである。

昭憲皇太后御歌

人として學ばざらめや鳥すらも

枝ゆづるてふ道はあるものを



### 冬の注意

- 一、冬は寒い。寒いからとてしりごみをしてはならない。寒さに負けないといふ覺悟一つで、身も心もひきしまり能率もあがる。靜かな冬の夜を讀書に過すなど最も楽しい。
- 二、夜明けが遅く、朝は寒いので朝寢をしがちである。こんな時には、母や女中が早くから働いてゐるのを考へて見るがよい。勇氣を出して早起きをすると、一日中氣分が爽快で仕事も捗る。
- 三、感冒を防ぐには皮膚を強くしておくことが第一であるが、衣服の調節にも注意しなければならぬ。我が國は氣候が激變し易いのに、衣服の調節をなほざりにする悪い習慣がある。調節を怠らなければ、冷たい空氣もさまで恐れるには足りない。

い。

- 一、冬休は短いけれども、心掛け一つで有効に送ることが出来る。年末年始は家庭のわけて忙しい時であるから、分相應の手傳をしなければならぬ。又、色々のしきたりや作法に慣れるのに、最も良い機會であるから、母の御仕事と思はないで、自分の仕事と思つて、よく見習ふべきである。
- 二、お正月は楽しい。けれども溺れて、室内遊戯に夜更しをしたり、食べ過ぎをしたりしないやうに注意しなければならぬ。
- 三、一年の終りに過去を反省し、年の初めに一年の計を廻らすべきである。古人も、一日の計は晨あしたにあり、一年の計は春はかりごとにあり。といつてゐる。

## 第十七課 報 恩

一 恩

私達が今日、女學生として楽しく平和な生活を送ることの出来るのは、殆ど全く人々の恩恵に因るものである。みどり兒の頃から今日までの、海山の深さ高さも及ばない絶大な父母の恩、長い年月に亙つて自分を教へ導いて下さつた舊師の恩、自分を絶えず勵ましてくれた友達の恩、それ等の諸恩が凝つて、こゝに私達女學生としての、楽しく平和な生活が成り立つてゐるのである。

それだけではない。毎日食膳に上る様々の食料、身のまはりの衣服、その他の生活上の調度など、一として他人

の恩によらないものはない。私達が明るい電燈の下で夜を楽しむことの出来るのは、電氣や電燈を發見發明した人のお蔭であり、天然痘の病魔に犯されないうで濟んだのは、種痘の發明者ジェンナーのお蔭である。このやうに、思ひめぐらすと、私達は實に測り知れない多くの恩を、身近くの人々、遠い他國の人々、更に遠い昔の人々から受けてゐることが知られる。

殊に、私達の忘れてならないのは君國の恩である。私達が今日大日本帝國の若き國民として、楽しく平和な、しかも誇らしい日本人としての生活が出来るのは、國初以來一貫して國民を愛撫し給うた歴代皇室の無量の鴻恩

二 感謝

に基き、又、この皇室を中心に、皇運の扶翼と國威の發揚とに億兆一心となつて、力を協せて來た私達國民の祖先の恩惠に依るのである。

このやうに、私達の身に慈雨のやうに注がれてゐる無限無量の恩を思ふ時、私達は心の底からありがたいと感謝せずにはゐられない。このやうに、身に受けてゐる恩を知り、之に對して感謝の念を抱くことは人の人たる道である。幕末における勤王の名君として有名な徳川齊昭は、三度々々の食膳に自ら刻んだ小さな農人形を安置し、先づ最初の一箸を之に供へて後、始めて自ら箸を取り、額に汗して米穀を作り出す農民の恩を忘れないよすが

三 報 恩

とし、そして自ら

朝な夕な飯食ふごとに忘れじな

恵まぬ民にめぐまるゝ身は

と詠じたと傳へられてゐる。



徳川 昭齊

恩を知り、恩を感じずる心は、やがて、

恩に報ゆる行となつて現れる。祖

先父母の恩を感じては孝養をつく

し、君國の恩を感じては身を捧げて

忠君愛國の誠を效す。この二つは、我が國民の二大報恩であり、日本國民として第一の資格は、この二大報恩の心を持ち、その實を擧げるところにある。けれども、私達は

その他にも亦、無数の恩を身に受けてゐるのであるから、是等の一々に對して何かの形で報恩の實をあげなければならぬ。師の恩、友の恩、未知なる人々の恩など、之を有難いと感ずる時、何とかして之に報じようとの心を生ずる筈である。

是等の恩のうちには、直接に恩を受けた人に對して報ゆることの出来るものも少くない。さうした機會に出會つたならば、力の限り報恩の實をあげるのが、人としての道である。けれども、世には恩を受けたばかりで、之に報ゆることの出来ない場合が少くない。海山にまざる父母の慈愛を受け、漸く、成人したばかりで、若し、不幸にし

て父母を喪つた時、その恩は誰に向つて返すべきであらうか。自分の苦難を救つていたゞいた恩人、幼い頃に慈愛溢れる教を受けて、今は既に亡き舊師の恩は誰に向つて報ゆべきであらうか。遠い祖先の恩は、誰に向つて返すべきであらうか。私達が毎日その恩恵に浴してゐる文明の利器の發明者に對しても、直接の報恩は出来ないであらう。かやうに考へて來ると、直接に報ゆることの出来ない恩は數限りなく多い。そして、是等の恩に報ゆるの道は、廣く國家・社會の爲に盡し、子孫後代の爲を計り、又、廣く施恩の要ある人に對して、心からの扶助を捧げることの外には存しない。この感謝の念、この報恩の心で

國家・社會の爲、同胞隣人の爲に、己れを虚しうして働く時、私達の行は限りなく美はしいものとなるであらう。このやうに、すべての生活が報恩の生活となる時、私達は最も尊い生活を營むことが出来る。そして、かやうな心構へに立つ時、先に學んだ、智能の啓發も、徳器の成就も、そして、この二つを基として、公益を廣め、世務を開くことも、すべて報恩生活の内容となるのである。

### 第十八課 國のしるし

君を仰ぐ心をとばあふひ草

むかふ日影をさしてこたへむ

一 國旗「日の丸」

大空に輝く太陽のやうに、限りのない萬世一系の皇室をいたゞき、地上の草や木が日の光と熱とに向ふやうに、忠義の心もて君に仕へる私達日本人は、神代の昔から日を愛する國民であつた。生き／＼とした力に満ち、明るく、清く、まことの心のあふれた私達の祖先は、その心を移して太陽を慕つたのである。

この大和心は、神の中の神とあがめまつる天照大神を皇祖と仰ぎ、天壤無窮の皇位を天津日嗣と申し奉つてゐる。

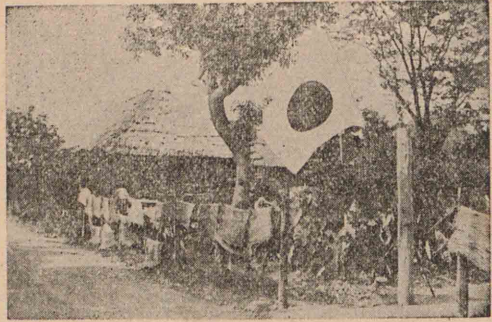
そして、この心こそ國の名を「日本」、「日出國」と名づけ、又、雪のやうな白地に、燃えるやうな日の丸を描いて、我が國

旗としたのである。

あかねさす日の御旗こそ國民の

こゝろの色のしるしなりけれ

かやうにして、日の丸の旗をつくりだした心のもとには、大和心であるが、それが今日私達の見やうな日章旗となつたのは、今から約六百年の昔、後醍醐天皇が笠置山の行在所におはしました時、官軍に勤王の旗章として賜はつたのに始まつたといはれてゐる。しかし、この旗は朝廷に限つて用ひられたものではない。その後、戦國時代になつてからは、群雄の中にもこの日の丸の旗じるしを用ひたものが多かつた。又、徳川時代の初め頃、日本人は



國のしるし

盛んに支那や暹羅やフィリピン群島方面に出掛けて貿易をしたが、その時の我が貿易船は日本の船であるぞとのしるしに、この日章旗を掲げたものである。かやうに、昔から一般に用ひられて來た日章旗は、徳川幕府の末、即ち安政元年に日本總船印と定められ、次いで、明治三年の太政官布告によつて、公式に國旗に制定せられたのである。

今や國旗「日の丸」は磯邊なる賤が家の軒にも、車馬織るが如き都大路の萱むらかにも、大洋を煙なびかせて走る船舶に

も、ひらくとひらめいてゐる。この旗こそは、御仁徳限りない大君をいたゞき、忠義の心もて君に仕へ奉る我が國柄のしるしである。

この御旗のもとにこそ、私達日本人の心は勇み立ち、忠君愛國の心が胸に湧くのを覺える。

君が代は千代に八千代にさゞれ石の

巖となりて苔のむすまで

我が國歌「君が代」ほど、めでたくも尊い歌はない。この歌は始めて古今和歌集に載せられてから、既に一千年、私達の祖先が天皇の萬歳をことほぐ眞心から、都といはず鄙ひなといはず、貴きも賤しきも、歌ひ親しんで來たのである。

三 國歌「君が代」

四 正しい日本精神

そして、國歌となる以前にも、國歌としてのはたらきをしてゐたのであるが、正式に今日のやうな國歌に制定せられたのは明治十三年のことである。日の丸を國の旗にするにした日本精神は、國歌を制定するにあたつては、「寶祚の隆昌」と「天壤無窮」とをことほぐ「君が代」を撰定したのである。

かくて、平安朝のその昔から、私達の祖先に深く親しまれてゐた「君が代」は、今は國歌となつて津々浦々、野のはて、山の奥に至るまでも歌はれない處はない。老いたるも歌ひ、幼きもこぞつて歌つてゐる。

ひらくとひらめく國旗、日の丸のもとに、めでたくも

おごそかな國歌「君が代」を聞く時、又、身を整へ、心をたゞして歌ふとき、そこに尊皇愛國のまことの大和心はいとも自然に、いとも嚴肅に現れるのである。

私達は、この歌を聞く時に、また、歌ふ時に湧き出づる正しい日本精神をもつて、我が大日本帝國の威容と榮光とを世界の隅々までも輝かさねばならない。

すめらぎの千代萬代とよばふなる

聲の中ゆく日の大御旗

(山縣有朋)

天つ日の御旗たふとし天つ日の

本つ御國の御旗たふとし

(佐佐木信綱)

### 第十九課 國體の精華

一國ヲ肇ムルコト宏遠

我が國柄は、天照大神が三種の神器を皇孫瓊瓊杵尊に授け、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。と仰せられて、この國土に御遣はしになつた肇國の初めから、嚴として定まつてゐる。かくて、萬世一系の皇統は、神武天皇の橿原宮に即位の禮を擧げさせられてから、百二十三代を経て、今上天皇陛下の大御代に至り、天津日嗣の御位は彌榮え給ふ。教育勅語に、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコ



ニ徳ヲ樹ツルコト深厚

ト宏遠ニ<sup>のたま</sup>と宣へるは、このことを示され給うたものと拜し奉る。

皇祖の神勅を奉じ給ふ我が歴代の天皇は、ひたすら、御仁徳をもつて國を治め給うた。人民の不作に苦しむや、仁徳天皇は、宮は朽ち、御召物は損じてもかへりみ給はず、人民の課役を免ぜられ、宇多天皇は日常の御食膳をすら減じさせ給うて、人民と貧苦を分ち給うた。まことに

龜山天皇の

皇<sup>イサノミ</sup>の神のみことを承け來つ、

彌つきく<sup>に</sup>世を思ふかな

と詠ませ給ひ、また、明治天皇の

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

と詠ぜさせ給うた御製にも伺ひ奉ることが出来るやうに、歴代の天皇は玉體の御ことなどうち忘れさせ給ひ、皇祖の御遺訓を奉じ給うて、ひたすら世を安らかにし、民を幸福ならしむることのみ念じ給うた。

昭憲皇太后の

しろしめす國ひろまれどみめぐみの

露にはもるゝ民草もなし

と詠ぜられ給うたやうに、國民の上にあまねく聖愛を垂れ給ひ、また國難に遭うては、天皇・皇后・皇子が躬を以て、そ

の難にあたらせられ、國家を率ゐさせ給うた。又

孝明天皇の

すまし得ぬ水に我が身は沈むとも

濁しはせじな四方の民草

の御製にも、その有難き大御心がしのばれる。しかも、歴代の天皇、皇后のかゝる大御心は、古今に亙つて寸分の變りもあらせられぬのである。教育勅語に、「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられたのは、このやうな御歴代の聖徳を宣はせられたものと拜し奉る。

我が國民は昔から、子の親に孝を盡すと同じ心で、いとも自然に、やむにやまれぬ眞心から君に忠義を致して來

三 克ク忠ニ克ク 孝ニ

た。源實朝は、「山はさけ海はあせなん世なりとも君に二心わがあらめやも」と歌つた心は、やがて、私達國民すべての心持を現したものである。忠君の前には一切の事情



野村望東尼

をかへりみないのが、上世から我が國民の道とするところである。この點については、男子も女子も少しもかはりはない。調伊企儺

の妻や、楠木正行や、瓜生保の母の心も、また野村望東尼の「武士の大和心をよりあはせすゑ一すぢの大繩とせよ。」と歌つて、維新の勤王志士を内助したことも、共に私達日本女子のかぐみである。まことに、望東尼が

たが身にもありとは知らで纏ふめり

神の形見の大和魂

と歌つたやうに、私達はみな知ると知らないとを問はず、忠孝の大和魂を持つてゐるのである。

吉田松陰は、「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」と詠じて、尊皇の大義に身を捧げたが、また、孝子の至情に燃えて、「親おもふ心にまさる親心今日のおとづれ何ときくらむ」とも歌つた。我が國民の至孝の心は、君に對しては純忠の精神となるのである。教育勅語に、「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」と仰せられたのは、國民のこの心を見そなはし給うたものと拜される。

四 億兆心ヲ一ニス

我が國は肇國以來、君臣の分が明かで之を侵すことは絶対に出来ない。しかも、君の國民を視給ふこと、赤子のやうであり、國民の君を仰ぎ奉ることは、父母のやうである。君は愛し給ひ、民は慕ひ奉る。まことに、雄略天皇の詔せられたやうに、「義は乃ち君臣なるも、情は父子を兼ね」といふ關係である。

五 教育ノ淵源

御仁徳限りない萬世一系の天皇と、純忠の誠を盡す國民と上下相和し、億兆心を一にして世々厥の美を濟してゐる我が國體こそは、世界に類のないものである。教育勅語に、「此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と宣はせられたのは、この事柄を示し給うたものと拜し奉る。更に又、「教育ノ

淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣へるやうに、國民としての私達の修養の根本は、まことにこゝに存するのである。私達は我が國體の精華にかへりみ、教育勅語に示されてゐる諸徳を磨いて、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。

末の世の末の末まで我が國は

萬の國にすぐれたる國 (古歌)

第二十課 御 坤 德

四海にあまねき大御代の光を仰ぎ、歴代の御乾徳をたへまつると共に、私達國民は又、大君を内より助けまゐ

一 畏き御内助

らせし御坤徳のほどをあげ奉るべきである。わけても、明治の御代以來三代の皇后陛下は婦徳の御體現として、私達にいとも尊き龜鑑を垂れさせ給ふのである。

畏くも昭憲皇太后には、明治天皇の北海道に行幸せられ給ふをおもひやり奉りては、

民のためいえます道ぞ北の海の

霧も御船をよきてたゝなむ

と御歌あらせられ、國家の政治に聖慮を垂れ給ふ至尊の御上を案じさせ給ひ、又

天の下をさむる君がよるこびは

青人草のさかえなるらむ

と、天皇の大御心に御そひ遊ばされて、民のさかえに御内助の御心を勞し給うた。

皇太后陛下の大正天皇に仕へさせ給ひしも、ひとしく畏き御態度にあらせられた。とりわけ、天皇の御不例にわたらせられし時の、日夜を別たせ給はぬ御看護のほどは、もれ承つた國民の胸に深く刻みて、あがめまつるところである。皇后陛下におかせられても、同じく尊き御坤徳もて聖上陛下に御内助の功を積ませ給ふと承る。

皇后陛下の御孝心深くまします御徳は、私達國民の拜するも畏き極みである。親しく御栽培あらせられた野菜・花卉などを、先帝陛下の御靈殿に供へさせられ、皇太后

二 御孝心

陛下に捧げ給ふは毎週の御事と承る。又、皇太后陛下の産業奨励の御志を御繼ぎ遊ばしては、紅葉山の御養蠶所に御出ましあらせられて、御熱心に御養蠶に勵み給ふと伺ひ奉る。

皇后・皇太后兩陛下の尊き御母性愛につきては、申すも恐れ多きことである。皇太后陛下の直宮殿下及び皇孫殿下の御教育に御心を碎き遊ばさるゝ御事や、皇后陛下の皇太子殿下に、又、皇子殿下・皇女殿下に親しく御授乳遊ばされ、御養育にあたらせ給ひ、殊に、御養育に關する御日誌は一日も之を御缺かせ給はぬことなど、一々記すも畏き限りである。

三 尊き御母性愛

四 御仁慈

昭憲皇太后の

わが袖の上にしられぬ秋風も

しづのはだへやふきとほすらむ

と詠ませ給ひ、また、皇太后陛下の大震火災後のバラック内の市民の生活をしのぼせられ

おほとのをたゞく霰の音にしも

かりやの夜の寒さをぞおもふ

と歌はせ給うた御心を拜しては、私達國民はたゞ兩陛下の御仁慈に感泣し奉るより外はない。皇后陛下におかせられても、民草の上にあまねく御仁慈を垂れさせられ、頼るべなき老人や貧民・孤兒などの上に、常に厚き御恵を

五 教育御奨励

へ 私達の覺悟



昭和七年四月十四日皇陛下東下第一衛戍病院に傷病兵を御見舞給ふ

垂れ給ふのである。又、或は赤十字社の事業に、或は施療病院の事業などに、御手許金を下賜遊ばさるゝことなど、まことに恐懼に堪へないところである。また、國民の教育に御心を寄せられては、多くの學校に行啓遊ばされ、御諭示に、御歌に、御下賜金に教育奨励の御心を盡させ給ふ。

かくよろづに有難き模範を

示し給ふ御坤徳のほどを仰きまつり、私達も修養に、勉學に精進して、國民として生き甲斐ある女性とならねばならぬ。そして、國民の幸福と啓發とに尊き御心を碎かせ給ふ御深慮に、こたへまつるところがなくてはならぬ。

# 新定女子修身 卷一終

(略名) 三省篠原女修(一四)

昭和十二年十月二十六日 印刷  
昭和十三年八月二十二日 再版  
昭和十六年十月十五日 修正  
昭和十六年十月十五日 發行

新定女子修身(四年制用)
卷一 金四十一錢
卷二 金四十七錢
卷三 金四十七錢
卷四 金四十七錢

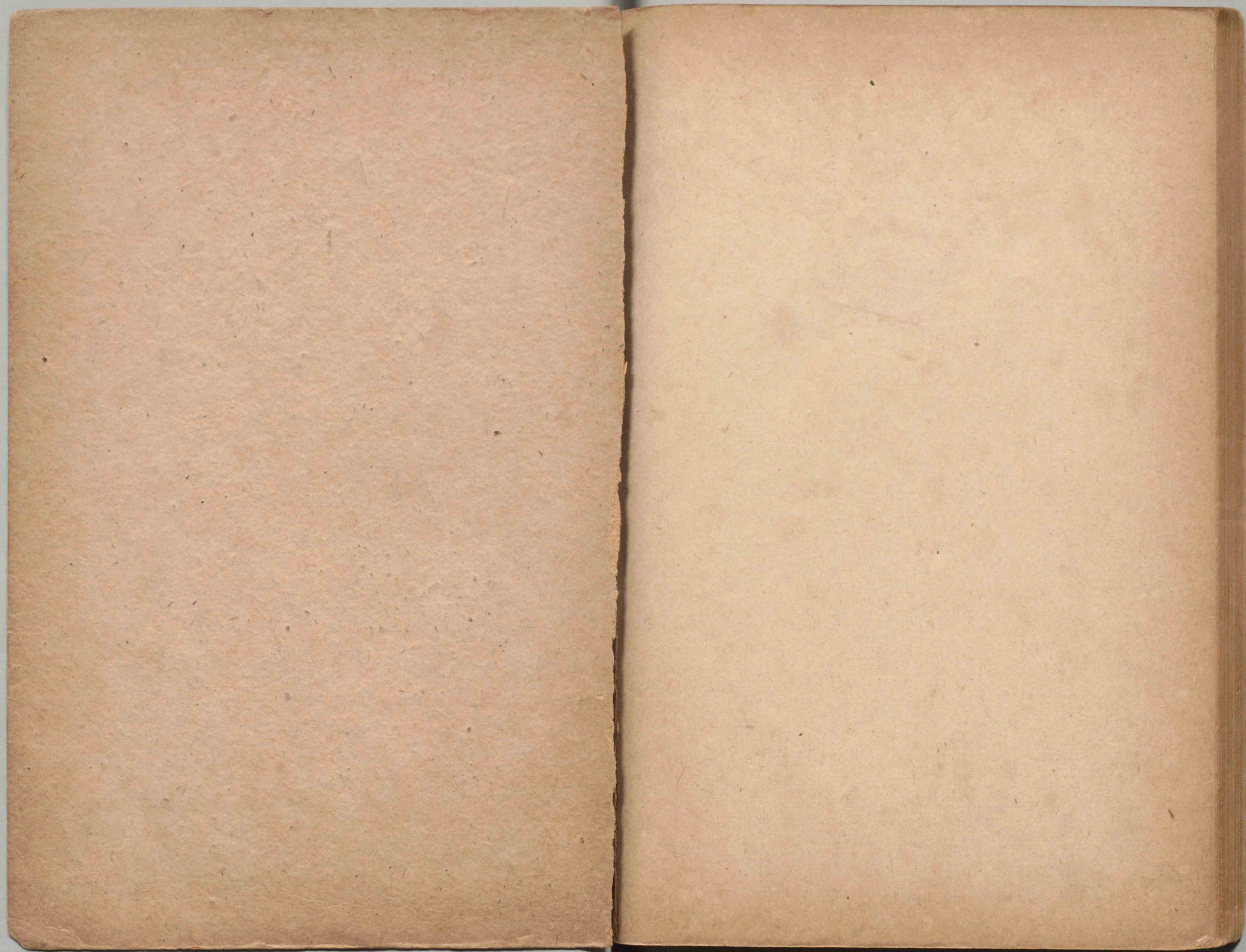


著者 篠原 助市  
 著者 檜崎 淺太郎  
 發行者 東京市麴町區飯田町二丁目二十番地  
 中等學校教科書株式會社  
 代表者 山本 慶治  
 印刷者 東京市蒲田區仲六郷一丁目五番地  
 株式會社 三省堂蒲田工場  
 代表者 岸本 玄男

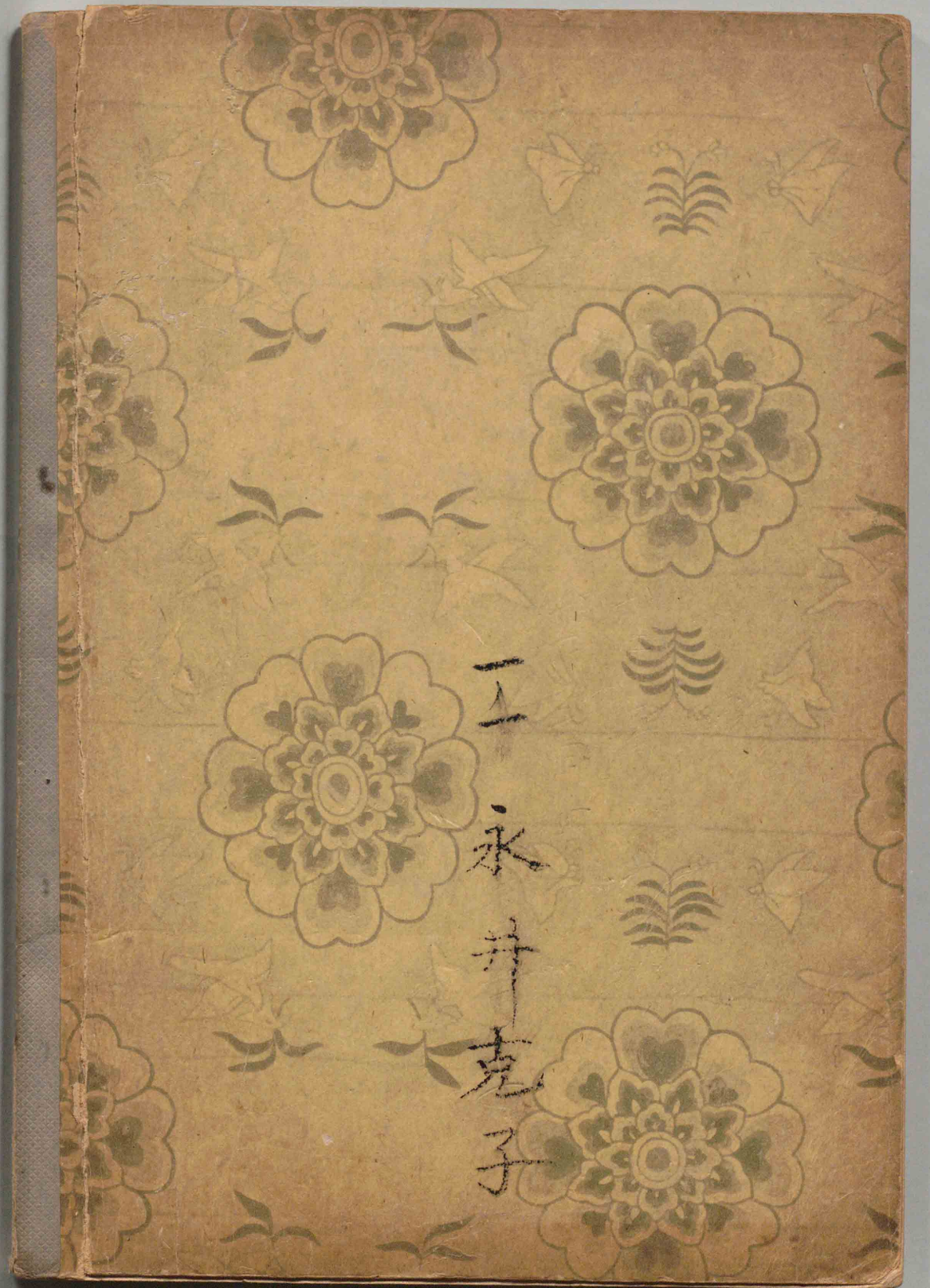
發行所

東京市麴町區飯田町二丁目二十番地  
中等學校教科書株式會社  
日本出版文化協會會員番號 一一七五二二

配給元 日本出版配給株式會社  
東京市神田區淡路町二ノ九







二永井克子